

三重県防災・減災対策アクションプラン（案）に係るパブリックコメントの結果

対応区分 ① 反映する	最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
② 反映済	意見や提案内容が既に反映されているもの。
③ 参考にする	最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
④ 反映または参考にさせていただくことが難しい	県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。 事業主体が県以外のもの。 法令などで規定されており、県として実施できないもの
⑤ その他（①～④に該当しないもの）	

意見番号	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
1	全般	—	三重県のすべての部局の職員が、県民の命を守ることを第一として業務を実施しているとは考えられず、アクションプランも形骸化された建前ばかりではないか。	③	本アクションプランは、自助・共助・公助の防災・減災や国民保護の取組について、令和5年度から令和8年度までの計画期間において特に注力すべき「命に直結する取組」を着実に進めるための計画であり、施策毎に「めざす姿（令和8年度末に到達すべき目標）」を掲げ、それを実現していくための「特に注力する取組」や「年度ごとのアクション」を整理しています。 すべての県職員が県民の生命や身体、財産を守ることを第一に業務を行うことは当然であり、本アクションプランにおいても、施策1-2（職員の災害対応能力の向上）の中で、防災意識や災害対応能力の向上など県職員の防災人材育成に取り組んでいくこととしています。
2	施策3-1 避難施設の整備促進	15	昨今の異常気象で「スーパー台風」が懸念される中、個人の家は風害に弱く、避難所も木造が多いことから、安全な二次避難場所の確保が必要ではないか。	③	避難所の整備・確保は市町において実施されており、県では、国による財政支援制度の情報提供など市町の状況やニーズをふまえた支援を引き続き行っていきます。
3	施策3-1 避難施設の整備促進	15	ミサイルから身を守る施設等の整備についても防災・減災の一環として位置づけているのか。小規模自治体では攻撃を受けた時に身を守るシェルター、トンネル、地下街等、頑丈な構造物は少ないように見受けられるが、既存のインフラの有効活用や新規建設により避難施設を確保する必要があるのではないか。	②	本アクションプランは、武力攻撃や大規模テロ等の国民保護事案への対策も含めた防災・減災対策に係る具体的な取組の実実施計画であり、武力攻撃や大規模テロ等の際に県民の皆さんの命を守るための施設の確保については、施策3-1（避難施設の整備促進）において、公共及び民間における施設の緊急一時避難施設指定に市町と連携しながら取り組んでいくこととしています。
4	施策3-2 津波避難の実効性を確保する仕組みの構築	17	施策3-2（津波避難施設の実効性を確保する仕組みの構築）には、「観光防災の推進」として県内への観光旅行者に係る対策が記載されているが、発災時に県職員が出張していた場合、県職員も出張先で帰宅困難者になる可能性が高いため、県職員はいつ、どこで大規模災害に直面しても必要な対応を取ることができるよう、服装なども含め日常から災害への意識を高めるとともに備えをしておくことが重要ではないか。	③	県職員は災害発生時に自らの命は自分で守るとともに、職場へ参集し災害対応に従事する必要があります。県職員一人ひとりが平時から災害に備え、発災時においてそれぞれの役割を果たし災害対応に従事できるよう、防災意識や災害対応能力の向上など県職員の防災人材育成に引き続き取り組んでいきます。

意見番号	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
5	施策3-3 避難に必要な防災情報の提供	19	早期に水害の危険性を察知できるよう、過去に水害のない河川にも水位計を設置し、住民の避難が遅れることのないよう取り組まれたい。	③	全国で甚大な水害が発生している中、住民の迅速な避難行動に向けたリアルタイムの河川水位情報の提供が重要であることから、簡易に水位情報を発信することができる危機管理型水位計の県内各河川への設置を水防上の必要性を勘案しながら計画的に進めてきており、今後も引き続き、住民避難の促進に向けた効果的な河川情報の提供を進めていきます。
6	5-1 命を守るための意識の醸成 5-2 防災教育の推進	29 31	「県民の防災意識の向上」（施策5-1）や「防災教育の推進」（施策5-2）とあるが、県職員や学校で子どもたちに防災教育を行う教員の勤務中の服装や靴を見ると発災時の対応を意識したものとは言い難い。職員の防災意識を高め、一人ひとりが日頃から災害への備えをしっかりと行えるようにしていくことが必要ではないか。	③	教職員も含め職員一人ひとりが平時から災害に備え、発災時においてそれぞれの役割を果たし災害対応に従事できるよう、防災意識や災害対応能力の向上など県職員の防災人材育成に引き続き取り組んでいきます。
7	施策5-3 地域の防災人材の育成	33	コロナ禍で県民の防災訓練等の実施意欲が失われている感じがする。こうした状況をコロナ前に戻し、非常時に即応できる身近な力強い若い人材の育成を進めてほしい。	②	施策5-3（地域の防災人材の育成）において、地域の防災活動の活性化に向け、防災人材の育成や自主防災組織の中核を担う人材の資質向上など若者をはじめとした地域防災の担い手の育成に注力して取り組んでいくこととしています。